

特集

20分で分かるシックハウス対策の10のポイント (概要編)

ポイント1

基準法シックハウス対策とは？

シックハウス症候群の原因となる化学物質の室内濃度を下げる対策を義務づける法律

- シックハウス症候群の原因となる化学物質の室内濃度を下げるために、建築物に使う建材や換気設備を規制する法律である。
 - 基準法 28 条の 2 に関連条文が追加されたほか、詳細な規定が施行令や告示で示された。
 - 基準法で法的な「義務」とされるため、必ず守る必要がある。
 - 建築基準法は建物に関する最低レベルの法律。このため今回のシックハウス対策も「最低基準」を定めたに過ぎない。
- 注意** すでにシックハウス症候群になっている人、化学物質過敏症やアレルギーの患者など、微量な化学物質にも反応する人に対応できる基準ではない。この点に注意する必要がある、住まい手に理解してもらう必要がある。

ポイント2

いつからスタートするのか？

7月1日着工分から対象

基準法シックハウス対策対象物件の線引き

| | 6月 | 7月1日 | 7月 |
|-----|----|------|----|
| 対象外 | 申請 | 着工 | 検査 |
| 対象 | 申請 | 着工 | 検査 |
| 対象 | | 申請 | 着工 |

注意

どの段階からを「着工」と扱うのかについては、国土交通省では「根切り」「基礎工事」を例にあげ、特定行政庁で解釈は異なる。地縄張りや整地段階でも着工にあたるかは確認が必要だ。

ポイント3

何が変わるのか？

1.ホルムアルデヒド対策の義務づけ

内装仕上げの制限 機械換気設備の義務づけ 「天井裏等」の制限

(これらを満たせばホルムアルデヒドの室内濃度は原則濃度指針値 0.08 ppm 以下となる)

2.クロルピリホスの全面使用禁止

- ホルムアルデヒドは接着剤などに使われる化学物質。接着剤を使う合板など多くの建材から発散する可能性があり、健康リスクも比較的高い。このため内装仕上げ材と天井裏等への使用が制限される。
- 室内の空気中に出たホルムアルデヒドを屋外に出して新鮮な空気を入れるために、換気設備の設置が義務づけられる。
- クロルピリホスは毒性が強い有機リン系の殺虫剤。防蟻剤のほか、海外ではサッシやフローリングの防腐剤にも広く使われていたことから全面使用禁止となる。

注意 他の化学物質でも、健康リスクが高いものについては継続調査が行われ、規制対象して検討される。

《シックハウス対策の10のポイント》

- ポイント 1: 基準法シックハウス対策とは？
- ポイント 2: いつからスタートするのか？
- ポイント 3: 何が変わるのか？
- ポイント 4: 守らないとどうなる？
- ポイント 5: どこが規制対象になるのか？
- ポイント 6: 内装仕上げの制限とは？
- ポイント 7: 木造住宅でも換気設備が義務化されるのか？
- ポイント 8: 「天井裏等」はどうすればいい？
- ポイント 9: クロルピリホスの対策は？
- ポイント 10: 確認申請や検査は変わるのか？

ポイント4

守らないとどうなる？

確認申請が通らない 是正命令、罰金の対象に

- 基準法シックハウス対策に違反している建築物は、確認申請段階ではねられ、確認申請がおりない。
- 中間・完了検査でも違反していないかどうかチェックされ違反が見つかった場合は、是正命令や罰則の対象になる。
- 是正命令に従わない場合は『既存不適格住宅』となり住宅金融公庫や一部の民間金融機関など完了検査済証の確認を要件とする住宅ローンの場合、融資金が下りない。

注意 罰金は30万円。罰金の対象となるのは、設計者、現場監理者、施工者となる。

ポイント5

どこが規制対象になるのか？

すべての建築物の居室が対象 新築・リフォームとも対象に

(建築物の部分に使用して5年以内の建材は規制対象になる。)

- この法律でいう「居室」とは、住宅の場合、居間、寝室、子供部屋、キッチン、書斎など。
- 廊下、トイレ、洗面所、浴室は、原則として居室に当たらず、規制を受けない「対象外空間」となる。ただし、アンダーカットなどで他の居室と通気があり、換気経路となる場合は居室扱い。規制対象となる。

リフォームも対象に

リフォームにも適用される。確認申請が必要な増改築や大規模修繕、模様替えなどは、新築同様のチェックが行われる。

注意 1

換気設備はリフォームする居室だけでなくリフォームしない居室にも設置が義務化される。ただし、隙間が 150 m² / m² 以上ある場合、合板を使わない木製建具を使った民家については対象外となる。

注意 2

施工5年以内(リフォーム含む)の住宅をリフォームする場合は、リフォームしない部屋でも内装仕上げの制限やクロルピリホスの規制が義務づけられる。このため、使用している建材がわからない場合やホルムアルデヒド発散建材を大量に使っている場合などは、リフォーム自体が困難となるといえる。

ポイント6

内装仕上げの制限とは？

ホルム発散建材を使う場合はその区分と換気回数で使用面積が制限される。

「居室」の内装仕上に国土交通省が指定した「ホルム発散建材」を使う場合は、換気回数（0.5または0.7回/h）に応じて使用面積が制限される。

制限がかかる建材 ホルム発散建材・・・17項目が指定

合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 LVL MDF パーティクルボード
その他の木質建材 ユリア樹脂板 壁紙 接着剤（現場施工・工場の二次加工品とも） 保温材 緩衝材
断熱材 塗料（現場施工） 仕上塗材（現場施工） 接着剤（現場施工）

自由に使える建材 告示対象外建材の例

○金属類 コンクリート類 天然石材 無機系塗材（しっくい、プaster） 無垢材 ボード類（石膏ボード等） 化粧材 塗料 接着剤 仕上塗材（塗料、接着剤、仕上塗材は告示対象以外のものに限る）

JIS・JASの改定

木質建材ではホルム発散量

| | 旧表示 | 新表示(JIS・JAS共通) |
|-----|-----|----------------|
| JIS | E | F + マーク |
| JAS | Fc | F + マーク |

注意 1 最高等級F が新設された。

注意 2 壁紙や塗料、接着剤、断熱材のホルム発散規格も新設・改正された

使用可能面積の計算用法

以下の計算式にホルム発散建材の区分ごとの使用面積、換気回数に応じた係数を代入して出した値が、居室床面積以下であれば制限をクリアできる。

$$N2 \times S2 + N3 \times S3 \leq A$$

N2 : 2.8、N3 : 0.5、S2 : [第2種 = F]の面積、S3 : [第3種 = F]の面積、

A : 居室の面積（住宅の居室0.5回/h換気の場合）

ポイント7

木造住宅でも換気設備が義務化されるのか？

原則すべての建築物の居室に24時間機械換気設備が義務づけられる。

木造軸組住宅であっても無垢材と自然素材のみを使った自然住宅であっても適用される。

ただし、以下の条件を満たす場合に限り、義務化が除外される。

隙間と常時開口部の合計が15c㎡/㎡以上の建築物。

合板等を面材に使わない真壁構造で木製建具を使った伝統的住宅

国土交通大臣の認定を受けた住宅の居室、大臣が定めた構造方法を用いた住宅の居室

換気設備の規定

- ・ 設置が義務づけられるのは（0.5回/h）以上の換気回数を確保できる機械換気設備。
- ・ 市販されている第1種、第2種、第3種の機械換気設備を使えば問題ない。
ただし、24時間常時運転の『全般換気』であることが条件。
- ・ 機械換気を使わない自然換気（パッシブ換気）システムは現時点では大臣認定を取る以外、原則単体では使用できない。

注意 局所換気と全般換気

- ・ キッチン、トイレ、浴室などを部分的に換気するのが局所換気。
- ・ 居室全体を計画的に24時間換気するのが全般換気。 **今回義務化されたのは全般換気**

ポイント8

天井裏等はどうすればいい？

以下のいずれかの対策が必要。

F 以上が対象外の建材を使う。 **居室との間に気密層・通気止めを入れる。**

機械換気設備で換気する

どこが「天井裏等」？ 天井裏等にあたる場所は以下の通り

居室に隣接する天井裏、屋根裏、（小屋裏）、床裏、外壁内部、間仕切り内部、物置などで居室との間に「気密層」を持たない場合。

居室と仕切られていて換気経路となっていない、納戸、ウォークインクローゼット、屋根裏収納、造りつけ収納床下収納、通常のふすまで仕切られた押入等。

居室に設けられる収納スペース（押入・造りつけ収・小屋裏収納・床下収納・納戸・ウォークインクローゼット等）の内部仕上。 e t c . . .

注意 コスト高になるが一番簡単なのが の建材対策。 高気密住宅でペーパーバリアをくまなく設ける場合は、 の気密層・通気止め対策を中心に一部 を併用すれば簡単にクリアできる。 の換気対策は換気と気密の知識がないと、内部結露を招く危険がある。

ポイント9

クロルピリホスの対策は？

含有する建材も使用禁止に。防蟻剤 + 建材の確認が必要。

（施工後5年たった建材は除く。）

注意 殺虫剤に使われるクロルピリホスは、防蟻剤としては業界団体が使用を自粛しているが、念のためシロアリ業者に確認しておく。輸入建材の場合は建材に添加されていないかも確認する。

ポイント10

確認申請や検査は変わるのか？

申請書類が変わる **工事監理者の責任が重くなる** **「4号物件の特例」は適用されない。**

1. 確認申請の変更点

「使用建築材料表」「建築設備の種類」の書類が追加（確認申請での変更は2点）

使用建築材料表の作成・添付 確認申請書の（第四面）建築物別概要の【8.建築設備の種類】に、「居室ごとの機械換気設備」と「天井裏等へ措置」を記載する。

注意 使用建築材料表には、居室に使用する内装仕上について、部分と「区分」（種別）面積判定結果を書く。

2. 中間・完了検査の変更点

「工事監理の状況」書類 + 写真の添付が追加（中間・完了検査での追加・変更は2点）

申請書（第四面）「工事監理の状況」の記載 内装仕上材の写真の添付

注意 1 工事監理を行う建築士に、内装仕上材や換気設備、「天井裏等」などのチェック = 「材料の受け入れ検査」を行うことが義務付けられる。監理者はその状況を「工事監理の状況」にまとめ、検査の申請時に提出する。

注意 2 確認申請書とおりの施工がなされ基準法シックハウス対策をクリアしているかについては、工事監理者が大きな責任を負うことになる。

以上、建築設計協会青年部がシックハウス対策の概要についてまとめたものです。その他詳細については各団体開催の講習会及び発行参考書を十分確認することをおすすめいたします。